

第 77 回北九州市都市計画審議会 議事要旨  
(主な質問・意見と回答)

議題第 346 号 建築基準法第 51 条の規定による汚泥等の焼却施設の用途に供する  
建築物の敷地の位置について【若松区】

○質問

1. 外国人向け研修施設の計画について教えてほしい。
2. 臭いなど環境への影響はどうか、基準に対する調査はするのか。

●回答

1. 本施設で研修等を行い、適切な操作・運営を勉強していただく。
2. 環境影響評価調査を実施し、環境に大きな影響はない。悪臭対策として、廃棄物を貯留するピット内の空気を吸引し、燃焼する。また、必要時以外は建屋のシャッターを閉じ、外界との接触を遮断する。施設設置後は、環境局が定期的に立ち入り等を行う。

報告事項 北九州広域都市計画区域区分の見直しのあり方について（中間報告）

○質問・意見

3. 安全な地域に移り住んでもらえるような誘導を、地域を回って進めてほしい。
4. 住み替え希望者の経済的負担に対する支援策を教えてほしい。
5. なぜ、市街化調整区域に逆線引きしなければならないのか。
6. 地域を説得していくのはなかなかの課題だが、特別な方策があるのか。
7. 見直し後も当面は一定の行政サービスを維持と書かれているが、どんなイメージか。
8. 従前宅地、既存宅地、寄付採納など、わかりやすい言葉で書いてほしい。
9. 市街化調整区域に入ると土地が売れない、相続が細くなるなどの問題も考えないといけない。
10. 市街化調整区域の変更はどれくらいを考えているのか。
11. 地区計画との組み合わせができれば、この計画が進むのではないか。
12. 土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域を見直す間隔を教えてほしい。
13. 見直し候補地も随時見直すのか。
14. 倒壊の危機があるような空き家の除却が進んでいるか教えてほしい。
15. 逆線引き区域の行政サービスは、どのようにマネジメントするのか。
16. 住み替えの促進について、もう少し強く言わないといけない。
17. 人命に関わるような箇所は促進すべきで、緊急性の高い所とそうでない所の差を出した方が良い。

●回答

3. 具体的な候補地が決まったら、地域に入って話し合いを進めたい。
4. 支援策は、老朽空き家の除却に上限 50 万円である。がけ地近接事業での除却に上限 95.7 万円、取得の利子に上限 300 万円である。
5. 土砂災害が起こるようなところを切り開いて住宅整備をするなどの新しい開発行為の抑制と住むのに好ましくないということの意識づけである。
6. しっかりご相談しながら進めていく。今すぐでなくても、次の転居の中に移転も視野に入れて考えてもらえるように事業を進める。
7. 上下水道や道路などのインフラの維持、ごみの収集などの行政サービスは、住まれている以上は維持に努めていく。
8. 専門用語については用語解説を入れたい。
9. 国の動向を注視して研究していきたい。
10. 赤くメッシュで囲っている所が約 500 ヘクタールで、市街化区域の 2%程度。ただ、これから現地調査をすれば、かなり変わると思う。
11. 市街化調整区域の集落コミュニティ維持のために、地区計画の活用も考えられる。
12. おそらく随時変更される。
13. 警戒区域等の変更や追加があれば、その箇所について見直す。
14. 毎年、補助金を活用して、300 戸前後除却している状況である。
15. 既に人が住んでいる所を逆線引きするということで、行政サービスを維持していく。
16. 支援策を手厚くして促進するという考えではなく、ゆるやかに居住誘導していくというのが、今回の基本方針の内容である。
17. 危険性が高い所の優先順位が最優先と考えている。